

3 年金保険制度

●年金保険制度の概要

□① 年金制度は、国民年金を基礎に、厚生年金保険である被用者年金、企業年金などの3階建ての体系である。

➔国民年金、厚生年金保険の保険者は国（政府）である^{30.51.1}（『国民年金法』第3条第1項、『厚生年金保険法』第2条）。

□② 2015（平27）年10月より、厚生年金保険に、共済年金の対象であった公務員及び私立学校教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金保険に統一された。

（p.338参照）

▼年金制度の体系

28.52-1 ~ 4

